

平成29年度 奈良県子どもの貧困対策会議 議事概要

平成30年2月27日（火）

奈良県経済倶楽部 5階 大会議室

【議事：（1）「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」に基づく取組状況について】

- 「①「経済的困難等を抱える子どもに関する指標」の状況」を事務局より説明 —
- 「②主な施策の取組状況」を、教育振興課、地域福祉課、こども家庭課、
生徒指導支援室、人権・地域教育課より説明 —

（神原会長）

議事（1）について、質問、意見ををお願いします。

（伊藤委員）

資料1の「社会的養護の子どもに関する指標」について、社会的養護の子どもというのは、児童養護施設の子どものみではないのですが、進学率とか就職率等の指標は児童養護施設の子どものデータしか出ていないので、里親委託を進めていることを踏まえ、里親委託された子どもの進学率や中退率を把握することも大切であると思います。

また、精華学院の子どもの高校進学率がどうなっているのかということも非常に気になるところです。母子生活支援施設も社会的養護に含まれておりますので、児童養護施設以外のデータも出てくると良いなと思います。

資料2の1ページの「子どもの学び場づくり」支援事業について、平成28年度の7団体への補助が、今年度は公募で選定した3団体に減った背景、理由について教えてください。

（こども家庭課）

「社会的養護の子どもに関する指標」については、確かに、里親委託やファミリー委託で異なりますので、細かく分析していきたいと思っています。

また、精華学院については、昨年4月から小学校、中学校の公教育を導入しています。現在、精華学院の高校進学率は、1名の発表待ちを除き、全員合格を果たしております。

（人権・地域教育課）

「子どもの学び場づくり」支援事業は、既に実施している団体が充実を図る部分に対しての補助と、新たに取り組みされる団体への創設に対する補助があり、昨年度は、補助した7団体すべてが充実を図るものでした。

要綱上、より多くの団体に補助を行うため、充実への補助を受けた団体は継続して補助を受けられない

制度であることから、本年度は、新規3団体の応募となっています。

また、当課でも周知を色々工夫していますが、十分に周知しきれなかったことに加え、補助率1/2に対する団体の財政力の問題などが、減った原因ではないかと考えています。

(伊藤委員)

事業を新しく始めるだけでなく、継続性や安定した運営を保証して、単年度で終わらないようにしていくことも大事なことと思います。

(神原会長)

資料1の「2. ひとり親世帯で経済的困難等を抱える子ども」のデータが、ひとり親(他の世帯員がいる世帯を除く)となっているが、母子世帯の中でも1/3程度は同居親族がいる世帯であり、父子世帯でも過半数は同居親族がいると思います。何故、他の世帯員がいる世帯を除いているのか、それにより、ということが明らかになるのか検証が必要と思います。同居親族のいない世帯だけのデータでひとり親世帯の推移を見ることの妥当性は、検討いただきたいと思います。

それと、資料1の2ページ目の県の生活保護世帯等の大学進学率は、平成24年から平成28年度まで0.9%増加していますが、全体では75.5%であり、県全体の子ども達の大学進学率の半分もないことを深刻に受け止める必要があると考えます。児童養護施設の大学進学率についても、10%はあまりにも低いのではないかと思いますので、何故、生活保護世帯の子ども達や児童養護施設の子ども達の大学等進学が困難なのか分析して、重点的な底上げに是非、尽力頂きたいと思います。

そのことと若干関係しますが、3ページの指標のうち、生活保護世帯の子ども達の大学進学率33.1%と就職率48.7%の合計が82.8%となりますが、約17%の子ども達の進路が分かりません。もしかしたら、進学もしていない、就職もしていない子どもの可能性があります。貧困世帯で育った子ども達の少なくとも17%位は、就職も進学もしていない。

もしかしたら、無職やニートという可能性があります。その子ども達が正に貧困の再生産のリスクを背負っているのではないかと。ですから、数字でここに挙げていただくだけでなく、高校を卒業した生活保護世帯の子ども達が、100%どのような進路に行ったかということをして是非、検証いただきたいと思います。

児童養護施設も大学進学率と就職率の合計95%になりますが、5%は不明ですので、そういう不明な子どもをなくす努力をして頂きたいと思います。

もう一点は、様々な取組を行い改善しているところも見えていますが、例えば、経済困難を抱える子ども達の学びのサポートという取組は、こども家庭課、地域福祉課、人権・地域教育課のように、複数の課で行われていて、課同士の調整が本当にどの程度なされているのか。財源等に限りがあるかと思いますが、奈良県全域にわたって機能的に過不足なく、そのような取組になっているかということをして是非、庁内で調整を図って頂きたいと思います。

それだけではなく、恐らく、県内市町村でもこのような学びのサポート等を行っていると思いますので、県内市町村とも調整して、奈良県で育てている子ども達に、特に困難を抱えた子ども達の学びが偏りないような施策になるよう、是非、尽力いただきたいと思います。

それから、もう一点、今日、報告はなかったのですが、資料2の4ページの「育成奨学金の貸与」のと

ころについて、高校生への就学支援の奨学金が、全て貸与になっています。そうすると、経済的困難な家庭で育っている高校生が、例えば1ヶ月18,000円の貸与を受けると3年間で64万円、私立で月30,000円の貸与を受けると3年間で108万円になります。高校卒業時点で、経済困難な家庭の子ども達が64万円や108万円の借金を背負って社会に出て行くことは、非常に厳しいと思えて仕方ありません。

ここには1億6,950万円が予算計上されていますが、貸与ではなく出来れば、給付にしていだけないかと思えます。予算措置を取っているのですから、この1億6,950万円を貸与でなく、経済的困難な家庭に育っている子どもへの給付として、使い切るような形に何とかしていただきたいということを切に希望したいと思います。

(こども家庭課)

母子世帯の指標において、他の世帯員がいる場合を除いている理由については、他の世帯員がいない家庭のほうが支援を受けられないということで、こちらのケースを取り上げ、推移を見ています。なお、国勢調査では他の世帯員がいるデータも出ていますので、こちらの指標も並行して分析したいと思います。

2点目の大学進学率等のうち、児童養護施設や里親等にいる子どもについては、児童相談所が関わって支援等を行っているので、施設や里親さんと調整しながら、本人の意向に沿うように、そして、できるだけ希望を叶えられるような形で進学出来るように進めていきたいと考えております。

また、色々な学習支援の事業があるということについては、県では国の補助制度等を活用し、それぞれの利点を活かしながら、事業を展開しているところです。

しかし、色々と重なっているところも確かにあるため、県では、来年度に向けて、これらの調整を行っています。現在、議会で予算を審議いただいております。通ればということになりますが、資料2の1ページのひとり親家庭の子どもに対する「心と学び」のサポート事業と、「生活保護世帯若しくは生活困窮世帯への学習支援」の事業を統合して実施したいと思っております。

基本的に、生活困窮世帯には、特に金額的な定義があるわけではないので、幅広く概念を捉えることが可能だと思っております。ひとり親の方も困難を抱えているので、その中で、一体的に実施することで、受付の窓口が多くなり、より多くの方を対象に取り組んでいけると考えており、まずは、ひとり親家庭と生活困窮者の家庭の学習支援の一体的実施という整理を進めているところです。

(地域福祉課)

資料1の生活保護世帯の大学等進学率について、確かに奈良県の数値は平成24年度29.2%から平成28年度33.1%と、ほぼ全国平均に近づいております。ただし、全体的に見ますと、まだまだ生活保護の子ども達の大学への進学というのは低い状態です。生活保護制度では、18歳になると世帯分離をして独立を促していくという制度のため、なかなか18歳独りで大学へ進学していくというのは困難な状況です。今、国の社会保障審議会でも、子ども達の進学を促していくような取組が必要だということで、法改正準備がされているところで、10月に法改正予定です。それを見ながら、私達も支援をしていきたいと考えているところです。

そして、先程ご指摘頂きましたように、大学に進学された方、及び就職された方以外の17%の子どもたちが、就職も進学もしていない、実際に、家庭の中で無職であったり、ニートであったり、就職活動されておられたり、あるいは、両親が働けないので、両親の看病にあたっていたりとか、色々な困難を抱えて

います。

何れにしましても、生活保護は基本、世帯支援ですので、子どもが卒業したからといって、当該世帯への支援が終わる訳ではないので、ケースワーカーが引き続き継続的に支援しながら、子ども達の進学や就職による自立に向けた支援も引き続き行いたいと思っています。

(伊藤委員)

全国のひとり親世帯の子ども達の大学進学率についても、恐らく30%~35%程度であったと思いますが、生活保護世帯の子どもや、社会的養護の子どもだけでなく、ひとり親世帯の子どもの大学進学率も非常に低い。今の日本の社会では、高校卒業で就職しても、本当に、正規雇用の安定就労が現実に非常に少なくなっている。

そのような現実の中で、高校は全入みたいな形になってきているが、プラス専門学校や大学など、更に専門的な教育を身につけないと、これからの社会では就労として通用しないような時代になってきている。高校さえ卒業すれば良いとは考えることが出来なくており、何とか高校を卒業したその次のステップまで、県が支援をするのは、当たり前というように考えただければと思います。

(鈴木委員)

奈良県が子ども達に対する様々な支援をしていることについて、本当にありがたく思っているところです。

中学校、小学校という、一番近くで子どもを見ている側として、子どもの貧困は、段々と見え難くなっていますが、もう少し県の取組で、お願いをするならば、スクールカウンセラーの配置について、今後は中味の充実を是非、お願いしたいと思っています。

谷委員が本校にも入っていただき、色々なところで助けていただいております。我々、教員がなかなか気づかないところについて、カウンセラーの先生に面談してもらい、教えていただいて、それを実際に現場で活かしていただいております。

我々、教員にとって、スクールカウンセラーの存在というのは、本当にすごく大きい。自殺をほのめかす子どもへの対応であったり、虐待に対する支援であったり、あるいは精神疾患を持っている保護者、子どもに対する支援であったり、我々、教師が持ち得ない知識をフルに活用して、支援いただいておりますので、今後、是非とも、学校現場に対するスクールカウンセラーの配置充実をお願いしたいと思っています。

(神原会長)

有り難うございます。

(野儀委員)

奈良市においても、小学校5年生と中学校2年生の子どもと保護者を対象にした生活に関するアンケートを行い約50%の回収率ありましたが、その結果で非常に気になったのが、制度に繋がらない人達がいるということです。例えば、制度のことを良く知らない相対的貧困層の方々、申請する時間がない相対的貧困層の方々、また制度の申請先が分かりにくいとか、プライベートなことをあまり話したくないとかいう人がいました。他にもヒアリング等を行うと、学校の先生から、「少し、保護者の方々に力がなく、どう

してもこの制度に結びつけることができない。」との声や、当課の窓口に来られる方々にも、とても経済的に辛い生活を送っているのに生活保護等には全く相談に行ったことがない状況の方々がおられました。

そういう現状があるということに対して、当課から生活保護の相談の窓口に連れて行くなど、市でも工夫しており谷先生達とも連携していますが、そのような子ども達やその家庭を制度に乗せて、制度が使えるようにする様々な工夫が必要だと思っています。

当市でも、「市民だより」や色々な方法で啓発をしていますが、それでも制度に繋がらない人達がいるので、いろんな工夫を行い、制度に繋がっていない人達を繋げていくことを、みんなで行って行けたら嬉しいと思いますので、県や市だけではなく、様々な人が協力して行けたら良いなと思いました。

(伊藤委員)

資料2の9ページの「ひとり親家庭の親への就労・生活支援」のところで、一言だけお願いしたいのですが、奈良県に限らず全国調査でも、日本のひとり親の方々は、90%近く就労されていますが、恐らく6割近くがワーキングプアです。

しかも、短時間就労ではなく、パート、派遣、嘱託などの非正規の仕事で一日7時間位働いているにも拘わらず、年収180万、就労収入180万+児童扶養手当等を受けて220万円~230万円ですので、どんな仕事で、どんな働き方をすれば、貧困を脱することができる位収入を確保することができるかという、貧困世帯のライフプランニングが必要です。例えば、今は経済的に困難だけれども、頑張っこの資格を取って、この仕事に就けば、子どもが小学校に行った時には、このような収入になるとか、子どもが中学、高校進学する頃になったら、これ位の生活水準になるとか、希望に繋がるような支援であってほしいです。

現実には、ひとり親の年数が長くても、あまり年収増えておらず、その間に、どんどん疲弊して、絶望感が漂っていくような現状があるので、就労支援というのは、行えば良いというものではなく、どのような就労支援が効果的で、それが収入に繋がるかとの観点が必要だと思います。

もう一つは、自立支援と言いますが、例えば子どもの年齢や、親の体調などもあって、目一杯、働いても200万円も届かないので、児童扶養手当や児童手当を合わせて、少なくとも250万円を超えとか、個人的には年収300万と思っているのですが、というくらいの計画の基に就労支援の在り方を是非、具体的に検討いただきたいと思います。

本当は、最低賃金が上がらないと、どうにもならないので、これは国にお願いしたいところですが、県としても就労支援や職業訓練の際に、今の時代にあった支援、訓練であるのかということも踏まえ、支援していただきたいと思います。

(佐々木委員)

今の指摘のあった9ページのひとり親支援で少し気になったのが、養育費の法律相談が平成28年度より平成29年度が減っていることです。養育費の支払いがなく困っている家庭が減っていれば、もちろん良いのですが、現実には、まだまだ制度に繋がっていない人が多いのではと思っています。

例えば、支払いが止まってしまった時に、どのように相手方にアクセスしたら良いか、どういう手続をとれば支払いをしてもらえるかなど、間に入ってくれるところが、なかなか無いという現実があると思いますので、県でも市でも養育費相談をもっと充実させていただけたらと思います。

全ての相談を弁護士に繋げなければならないとは思っていないのですが、相談員自身にも色々なスキルや知識を身に付けていただき、より身近なところで相談ができるような体制を整えていただきたいと思いますので、宜しくお願いします。

(神原会長)

奈良市で養育費相談をされていますよね。

(野儀委員)

奈良県と一緒に実施しています。

(伊藤委員)

養育費相談を更に充実をするということについて、何故、養育費を権利として受け取ることができないのか、どうすれば養育費を確実に継続して受け取ることができるかということが課題ですよ。

(佐々木委員)

公共のところでは、離婚をした後の家族支援の仕組みが全然出来ていないと思います。

だから、父親が子どもになかなか会わせてもらえないという問題を抱えている家庭がとても多く、母親も父親から養育費も含めて必要な支援を得られていない、断絶しているという問題があると思いますので、離婚後の家族支援をどうするのかということから入らないといけないと本当に思います。

【議事：(2)「こども食堂」の取組への支援について】

－ 事務局より説明 －

(神原会長)

「こども食堂」の取組について、質問、意見はございませんか。

(谷 委員)

「こども食堂」に関して、県内の活動が広まっていることは、大変、有り難いことですが、「こども食堂」をされている方から、地域の子供達に門戸を開いて、地域の子供達が来られるが、所謂、困窮世帯の子供のような本当に支援が必要だと思われる子供達と繋がりづらいという課題を良く聞きます。先程の野儀委員の話に通じると思うのですが、学習支援の場でも、本当に支援が必要な子供に如何に繋がるかということが非常に重要と思います。

また、「こども食堂」の活動内容も多様性があるのですが、特に出来れば、今後、朝食支援にも、ちょっと重点を置いていただけると有難いというのが、スクールソーシャルワーカーをしている実感です。

そのようなことも含め、如何に地域で支援が必要な子供を「こども食堂」や学習支援の場に繋げていけるかという、学校とスクールソーシャルワーカーと地域が上手く連携できる仕組みが今後出来ると良い

など思っております。

「こども食堂」の取組は、ただ食べさせてもらう、自分たちで作って食べるということも大事なんですが、折角なのでもう一点、奈良県ということもありまして、子ども達が例えば野菜を作ってみるような、児童労働ということではなく、何か体験できる、自分たちが作った野菜を食べるといようなプログラムも「こども食堂」と連動させていただくと、将来の自立支援に繋がるかもしれないなというように思っております。

(神原会長)

「こども食堂」も学習支援も是非、地元の学校で、何とか協力をしていただきたい。例えば、「誰々、行きなさい。」じゃなくて、「地元でこういうような取組しているところがあるよ。」ということで、チラシを全児童配布していただくとか、PRなどをしてほしい。

貧困家庭の子どもさんをピックアップするという発想ではなくて、行きたい子どもが誰でも行けるという学習支援や「こども食堂」を考えていただいたら、所謂、貧困家庭の子どもも行きやすい。意外と貧困家庭の子どもほど、行きにくいという声を聞いているので、奈良県下の「こども食堂」や学習支援の場は、どんな子どもでも、行きたい子どもは受け入れるということで進めていただき、貧困家庭の子どもも行きやすくすることで、そこが居場所や学びの場になるよう、教育行政と福祉行政が、ちゃんと繋いだ形で拡げていただきたいと思います。

【議事：(3) 未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除の件について】

— 事務局より説明 —

(神原会長)

ひとり親の寡婦(夫)控除について、質問等ございませんか。みなし寡婦(夫)控除は、あくまでも過渡期の段階であり、これが完成形ではありませんが、少しずつ改善されてきたことは、喜ばしいことと思えます。

終了予定時間が過ぎており申し訳ございません。委員の中で、これだけは聞いておきたい、言っておきたいという方はいませんか。

(伊藤委員)

時間が押しているところ申し訳ありません。2つだけお願いします。

「こども食堂」について、谷委員から朝食支援のニーズがあるということでしたが、大阪でも公営団地で朝食バージョンのこども食堂を実施しており満員です。子どもだけに限らず、その団地に住んでいる一人暮らしの高齢者や、生活困窮者の方など、誰でも来て良いという形で広報して運営しています。

先程、支援が必要な方が届かないのをどうするか、という問題提起がありましたが、誰でも来れるという所に足を運んでもらうことで、スティグマをなくすとか、ここに来てることイコール困っている人という差別などを生まないようにして、誰でも来れる場、居場所づくりをすることが大事であると思えます。

2点目は、奈良県も非常に沢山の取組をされており、どんどん前進し、学習支援が随分充実してきていると感じたところですが、学習支援と併せて、施設の子どもや低所得者の世帯の子どもが就労イメージを持てるような、子どもを対象にした就労イメージを持ってもらえる就労支援を進めてほしいと思います。

つまり、将来何になりたいから、このような勉強しようとか、将来の職業イメージを持ち、その為に、この大学や学校へ行かないといけないので、今、このような勉強しようというように、こんな仕事がやりたいとか、こんな働き方をしたいという将来の夢に向けて学習する発想を持ってもらう支援方法も有効ではないかと思えます。

母子家庭や父子家庭の母親、父親の働き方は、パートを幾つも掛け持ちするような働き方なので、彼らの元で育った子どもには、自分が正規職員として働くというイメージや他の職業に就くというイメージが、なかなか湧かないかもしれない。

大阪や京都では、中小企業家同友会の方たちと連携をして、中小企業や自営業の方々と一緒に職業の紹介をしながら、学習支援もしていく取組を少しずつ始めているので、就労イメージを先に持ってもらい、勉強へのモチベーションを持ってもらうような取組を長期的に検討してもらえると嬉しいです。

(神原会長)

同感です。本日は、長時間にわたり、貴重なご意見ありがとうございました。

県に対しては、引き続き、生活困難な子ども達や生活保護世帯の子ども達に限らず、全ての子ども達が健やかに育っていくサポートをこれまで以上に更に充実していただきますよう期待して、今日の会議を終了します。